

定款

第1章 総則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社クシムと称し、英文では **Kushim, inc.**と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該法人等の経営管理及びこれに附帯又は関連する業務を行うことを目的とする。

1. 情報処理システムの設計及び開発
2. 情報処理に関するコンサルティング
3. ソフトウェアの企画、設計、開発及び販売
4. 情報処理技術者の育成及び研修の実施
5. 情報処理に関する技術資料の開発及び制作
6. 人材育成及び教育研修の実施
7. 有料職業紹介業務
8. 人材派遣業務
9. 出版物の企画、制作、販売に関する業務
10. 広告宣伝代理業務
11. 企業における求人・採用活動に関する宣伝の受託、並びにコンサルティング
12. 経営コンサルティング
13. 投融資事業
14. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査等委員会、会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、16,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 会社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第8条 当会社の株式に関する取扱は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第10条 当会社は、毎年10月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第11条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。

(招集者及び議長)

第12条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(参考書類等のインターネット開示)

第14条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類、及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第16条 当会社に取り締役（監査等委員である者を除く。）8名以内を置く。

- ② 当会社に監査等委員である取締役5名以内を置く。

(選 任)

第17条 取締役の選任は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを

区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

②取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第18条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

② 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第20条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

③ 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

④ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

第21条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第23条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を

締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第25条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第26条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選 任)

第27条 会計監査人の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第28条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計算

(事業年度)

第29条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から10月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第30条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第31条 当会社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。

③ 前2項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(自己の株式の取得)

第32条 取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第33条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

以上

制定日 平成10年2月28日
(改訂) 平成11年4月30日
(改訂) 平成11年5月10日
(改訂) 平成12年4月22日
(改訂) 平成12年9月20日
(改訂) 平成12年11月24日
(改訂) 平成14年5月31日
(改訂) 平成14年9月13日
(改訂) 平成15年9月18日
(改訂) 平成18年9月23日
(改訂) 平成19年6月5日
(改訂) 平成20年6月18日
(改訂) 平成21年6月19日
(改訂) 平成24年10月1日
(改訂) 平成28年1月21日
(改訂) 平成28年4月1日
(改訂) 平成28年6月17日
(改訂) 平成29年1月1日
(改訂) 平成29年10月17日
(改訂) 平成30年10月1日
(改訂) 平成31年3月27日
(改訂) 令和元年7月11日
(改訂) 令和2年1月28日
(改訂) 令和2年5月1日
(改訂) 令和2年10月21日
(改訂) 令和3年1月27日

この写しは原本と相違ないことを証明します。

2021年1月27日

株式会社クシム

代表取締役社長 中川 博貴